

(参 考 資 料)

(報 告)

第10条 手話通訳者等は、派遣された日の属する月の翌月10日までに当該月分の手話通訳等の活動の内容を手話通訳者等活動報告書（別記第〇号様式）により、市長に報告しなければならない。

2 市長は、前項の報告を受けた日の属する月の翌月末日までに、別に定めるところにより算定した賃金及び交通費を手話通訳者等に支払うものとする。

(費 用 の 負 担)

第12条 手話通訳者等の派遣に要する費用の負担は、無料とする。

(損 害 保 険 へ の 加 入)

第13条 第8条第2項の登録をうけた手話通訳者等は、市の負担により傷害保険に加入するものとする。

(遵 守 事 項)

第14条 手話通訳者等は手話通訳等の活動を行うに当たっては、常に聴覚障害者の人権を尊重し、誠意をもって活動するとともに、手話通訳等の活動上知り得た秘密を守らなければならない。

第4章 日常生活用具給付事業

第1節 日常生活用具給付事業

(目 的)

第15条 日常生活用具給付事業は、重度障害者等に対し、日常生活用具（以下この節において「用具」という。）を給付又は貸与（以下この節において「給付等」という。）することにより、日常生活の便宜を図り、もって重度障害者等の福祉の増進に資することを目的とする。

(定 義)

第16条 この節において「重度障害者等」とは、市内に居住地を有する障害者等とする。

(用 具 の 種 目 及 び 給 付 等 の 対 象 者)

第17条 給付等の対象となる用具及びその対象者は、次の各号に掲げるものとする。ただし、介護保険法（平成9年法律第123号）により、給付等の対象となる用具の貸与又は購入費の支給を受けられる者は対象者から除く。

(1) 給付等の対象となる用具の種目は、別表の「種目」欄に掲げる用具とし、その対象者は、同表の「対象者」欄に掲げる重度障害者等とする。

(2) 用具の貸与の対象者は、前号掲げる重度障害者等であつて、所得税非課税世帯に属する者とする。

(申 請)

第18条 用具の給付等及びその取付工事に要する費用の助成を受けようとする者（以下この節において「申請者」という。）は、重度障害者等日常生活用具給付（貸与）申請書（別記第〇号様式）を市長に提出しなければならない。

(調 査)

第19条 市長は、前条の規定による申請があつたときは、必要な調査等を行い、重

(参 考 資 料)

度障害者等日常生活用具給付（貸与）調査書（別記第〇号様式）を作成し、給付等の要否を決定しなければならない。

（決定）

第20条 市長は、前条の調査により用具の給付等を決定したときには、重度障害者等日常生活用具給付（貸与）決定通知書（別記第〇号様式）により、給付等を却下したときは、重度障害者等日常生活用具給付（貸与）却下通知書（別記第〇号様式）により、それぞれ申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により用具の給付等を決定したときは、重度障害者等日常生活用具給付（貸与）券（別記第〇号様式。以下この節において「給付券」という。）を申請者に交付するものとする。

（用具の給付）

第21条 前条第1項の規定により用具の給付の決定を受けた者（以下この節において「給付等決定者」という。）は、用具納入業者（以下「業者」という。）に給付券を提出して用具の給付を受けるものとする。

（用具の貸与）

第22条 用具の貸与の決定を受けた者は、市長と貸借の契約を締結し、用具の貸与を受けるものとする。

2 用具の貸与の期間は、貸与決定の日からその日の属する年度の末日までとする。ただし、貸与期間が満了する日までに市長が貸与取消しの決定を行わないときは、1年間その期間を延長するものとし、その後において期間が満了するときもまた同様とする。

（費用の負担）

第23条 給付等決定者又はこの者を扶養する者（以下この節において「納入義務者」という。）は、当該用具の給付等に要する費用の一部を業者に直接支払わなければならない。

2 前項の規定により支払うべき額（以下この節において「自己負担額」という。）は、障害者自立支援法（平成18年法律第123号）に基づく補装具費の支給の例による。

（業者への支払い）

第24条 市長は、業者から用具の給付等に係る費用の請求があったとき（給付の場合は、給付券を添付して）は、当該用具の給付等に要した費用から前条の規定により納入義務者が業者に支払った額を控除した額を支払うものとする。この場合において、用具の給付に要した費用は、別表の「基準額」の欄に定める額の範囲内とする。

（貸与の取消し）

第25条 市長は、用具の貸与を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、貸与を取り消すものとする。

- (1) 死亡したとき。
- (2) 市内に居住地を有しなくなったとき。

(参 考 資 料)

(3) 重度身体障害者等でなくなったとき。

(4) 用具の貸与を必要としなくなったとき。

(譲渡等の禁止)

第26条 給付等決定者は、当該用具を給付等の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

(費用及び用具の返還)

第27条 市長は、虚偽その他不正な手段により用具の給付等若しくは用具に係る取付工事費の助成を受けた者があるとき、又は用具の給付等を受けた者が前条の規定に反したときは、当該用具の給付等に要した費用の全部若しくは一部又は当該用具を返還させることができる。

(取付工事費用の助成)

第28条 市長は、用具の取付工事を要する種目については、1件につき〇万円を限度として、取付工事費用の助成を行うものとする。

(排泄管理支援用具の特例)

第29条 市長は、重度障害者等の申請の手続きの利便を考慮し、排泄管理支援用具については、次のとおり給付券を一括交付することができるものとする。

(1) 暦月を単位として2ヶ月ごとに給付券1枚を交付すること

(2) 別表の基準額(月額)の範囲内で1ヶ月に必要とする排泄管理支援用具に相当する額の2倍(2カ月分)の額を給付券1枚に記載して交付すること

(3) 給付券は、申請1回につき3枚(半年分)まで一括交付すること

(4) 第23条に規定する費用の負担については、給付券1枚に記載された数量に相当する給付額について行うこと

(台帳の整備)

第30条 市長は、用具の給付等の状況を明確にするため、重度障害者等日常生活用具給付(貸与)台帳(別記第〇号様式)を整備するものとする。

第2節 住宅改造費助成事業

(目的)

第31条 日常生活を営むのに著しく支障のある在宅の重度障害者が段差解消など住環境の改善を行う場合、居宅生活動作補助用具の購入費及び改修工事費(以下「住宅改修費」という。)を給付することにより地域における自立の支援を図り、その福祉の増進に資することを目的とする。

(対象者)

第32条 住宅改造費助成事業の対象者は、市内に居住し、下肢、体幹又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害(移動機能障害に限る)を有する身体障害者であって障害程度等級3級以上の者(ただし、特殊便器への取替えについては上肢障害2級以上の者)とする。

(住宅改修費の範囲)

第33条 住宅改修費の対象となる住宅改修の範囲は、次に掲げる居宅生活動作補助用具の購入費及び改修工事費とする。

(参 考 資 料)

- (1) 手すりの取付け
- (2) 段差の解消
- (3) 滑り防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更
- (4) 引き戸等への扉の取替え
- (5) 洋式便器等への便器の取替え
- (6) その他前各号の住宅改修に付帯して必要となる住宅改修

(住宅改修費の給付要件)

第34条 住宅改修費の給付は、障害者等が現に居住する住宅について行われるもの(借家の場合は家主の承諾を必要とする。)であり、かつ身体の状態、住宅の状態等を勘案して市長が必要と認める場合に給付するものとする。

(申請)

第35条 住宅改修費の給付を受けようとする者(以下この節において「申請者」という。)は、住宅改修費給付申請書(別記第〇号様式)を市長に提出しなければならない。

(調査)

第36条 市長は、前条の規定による申請があったときは、必要な調査等を行い、住宅改修費給付調査書(別記第〇号様式)を作成し、住宅改修費の給付の要否を決定しなければならない。

(決定)

第37条 市長は、前条の調査により住宅改修費の給付を決定したときには、住宅改修費給付決定通知書(別記第〇号様式)により、住宅改修費の給付を却下したときは、住宅改修費給付却下通知書(別記第〇号様式)により、それぞれ申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により住宅改修費の給付を決定したときは、住宅改修費給付券(別記第〇号様式。以下「給付券」という。)を申請者に交付するものとする。

(住宅改修費の給付)

第38条 前条第1項の規定により住宅改修費の給付の決定を受けた者(以下「この節において「給付決定者」という。）」は、住宅改修業者(以下この節において「業者」という。)に給付券を提出して住宅改修費の給付を受けるものとする。

(費用の負担)

第39条 給付決定者又はこの者を扶養する者(以下この節において「納入義務者」という。)は、当該給付に要する費用の一部を業者に直接支払わなければならない。

2 前項の規定により支払うべき額(以下この節において「自己負担額」という。)は、障害者自立支援法(平成18年法律第123号)に基づく補装具費の支給の例による。

(業者への支払い)

第40条 市長は、業者から住宅改修費の給付に係る費用の請求があったときは、当該給付に要した費用から前条の規定により納入義務者が業者に支払った額を控除した額を支払うものとする。この場合において、住宅改修費の給付に要した費用は、

(参 考 資 料)

20万円を範囲内とする。

(費用の返還)

第41条 市長は、虚偽その他不正な手段により住宅改修の給付を受けた者がいるときは、当該住宅改修費の給付に要した費用の全部若しくは一部を返還させることができる。

第2節 点字図書給付事業

(目的)

第42条 点字図書給付事業は、視覚障害者にとって重要な情報入手手段である点字図書を給付することにより、点字図書による情報入手を容易にし、もって障害者福祉の増進を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第43条 この節において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 視覚障害者 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定による身体障害者手帳の交付を受けた視覚障害者をいう。
- (2) 点字図書 月刊や週刊で発行される雑誌類を除く点字の図書をいう。
- (3) 点字出版施設 点字図書給付対象出版施設をいう。

(対象者)

第44条 点字図書給付の対象者（以下この節において「対象者」という。）は、市内に居住地を有する視覚障害者で、情報の入手を点字によっている者とする。

(給付の限度)

第45条 点字図書の給付は、対象者1人につき、6タイトル又は、24巻を限度とする。ただし、辞書等一括して購入しなければならないものを除く。

(申請等)

第46条 点字図書の給付を受けようとする者（以下この節において「申請者」という。）は、点字図書給付申請書（別記第○号様式）に点字出版施設が発行する点字図書発行証明書（別記第○号様式。以下「証明書」という。）を添えて市長に申請しなければならない。

- 2 市長は、前項の申請があったときは、その内容を審査のうえ適当と認めるときは、点字図書給付台帳（別記第○号様式）に所定の事項を記載し、証明書に証明印を押印し、申請者に交付するものとする。

(給付の方法)

第47条 証明書の交付を受けた者（以下この節において「受給者」という。）は、証明書に自己負担金を添えて点字出版施設に点字図書の発行を申し込み、給付を受けるものとする。

(自己負担金)

第48条 前条に規定する自己負担金は、点字翻訳する以前の一般図書の購入価格相当額とする。

(費用の請求)

(参 考 資 料)

第49条 点字出版施設は、点字図書の場合から自己負担金を控除した額を市長に請求するものとする。

(返還)

第50条 市長は、受給者が、偽り、その他不正な手段により点字図書の給付を受けたときは、点字図書の給付に要した費用の全部又は一部を返還させることができる。

第5章 移動支援事業

第1節 移動支援事業

(目的)

第51条 移動支援事業（以下この章において「事業」という。）は、屋外での移動が困難な障害者等に対して、外出のための支援を行うことにより、地域における自立生活及び社会参加の促進を図ることを目的とする。

(実施方法)

第52条 市長は、障害者等に対し地域の特性及び当該障害者等の利用の状況に応じ、次の各号に掲げる支援を行うものとする。

- (1) 個別支援型 個別的支援が必要な障害者等に対するマンツーマンによる支援
- (2) グループ支援型 屋外でのグループワーク並びに同一目的地及び同一イベントへの参加等の複数人同時支援
- (3) 車両移送型 公共施設等障害者等の利便を考慮し経路を定めた運行及び各種行事への参加のための運行等車両による支援

(対象者)

第53条 事業の対象者は、市内に居住地を有する障害者等であって、社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出（通勤、営業活動等の経済活動に係る外出、通年かつ長期にわたる外出及び社会通念上適当でない外出を除き、原則として1日の範囲内で用務を終えるものに限る。）に移動の支援の必要があると市長が認めた者とする。

(申請)

第54条 事業を利用しようとする障害者等（以下この章において「申請者」という。）は、移動支援事業利用申請書（別記第〇号様式）を市長に提出するものとする。

(決定)

第55条 市長は、前条の規定による申請を受理したときは、その内容を審査し、利用の可否を決定し、その旨を移動支援事業利用決定（却下）通知書（別記第〇号様式）により当該申請者に通知するものとする。

(費用の負担)

第56条 前条の規定により利用の決定を受けた障害者等は、事業の利用に要する経費の1割の額を市長又は市長から事業の委託を受けた団体等に支払うものとする。

第2節 視覚障害者ガイドヘルパー派遣事業

(目的)

第57条 視覚障害者ガイドヘルパー派遣事業は、外出及び社会参加が困難な視覚障害者に対し、視覚障害者ガイドヘルパー（以下「ガイドヘルパー」という。）を派

(参 考 資 料)

遣することにより視覚障害者の社会活動の参加等を促進し、もって視覚障害者の福祉の増進を図ることを目的とする。

(定義)

第58条 この節において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 視覚障害者 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項に規定する身体障害者手帳の交付を受けた者で、身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号身体障害者障害程度等級表に定める1級から5級までの視覚障害のあるものをいう。

(2) 視覚障害者ガイドヘルパー 視覚障害者が外出するときに当該視覚障害者に付き添うため市から派遣された者をいう。

(ガイドヘルパーの派遣)

第59条 市長は、市内に居住地を有する視覚障害者が次の各号のいずれかに該当する場合にガイドヘルパーを派遣するものとする。

(1) 公的機関又は医療機関に赴く等社会生活上外出が必要なとき。

(2) その他所長が必要と認める外出をするとき。

2 ガイドヘルパーの派遣時間は午前9時から午後5時までとする。ただし、市長が必要であると認めるときは、この限りでない。

3 ガイドヘルパーの派遣区域は、千葉県及び近隣都県とし、宿泊を伴う場合は派遣しないものとする。

(ガイドヘルパーの登録)

第60条 ガイドヘルパーの登録を希望する者は、ガイドヘルパー登録申請書（別記第〇号様式）により市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の申請があった者のうち、ガイドヘルパーとして適当と認められる者をガイドヘルパー登録台帳（別記第〇号様式）に登録するとともに、ガイドヘルパー登録決定・却下通知書（別記第〇号様式）及びガイドヘルパー登録証（別記第〇号様式）を交付するものとする。

(申請)

第61条 ガイドヘルパーの派遣をうけようとする視覚障害者は、視覚障害者ガイドヘルパー派遣申請書（別記第〇号様式）により、市長に申請をするものとする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、口頭により申請することができるものとする。

2 市長は、前項ただし書の規定により、口頭による申請を受けたときは、視覚障害者ガイドヘルパー派遣申請事項記録書（別記第〇号様式）に当該申請内容を記録しておくものとする。

(派遣の決定)

第62条 市長は、前条の規定による申請があったときは、ガイドヘルパーの派遣の可否を決定し、視覚障害者ガイドヘルパー派遣決定・却下通知書（別記第〇号様式）により、当該視覚障害者に通知するものとする。ただし、同項ただし書の規定によ

(参 考 資 料)

る申請の場合は、口頭で通知することができるものとする。

(費用の負担)

第63条 ガイドヘルパーの派遣に要する費用の負担は、無料とする。

(報告等)

第64条 ガイドヘルパーは、派遣された日の属する月の翌月10日までに当該月分の活動内容の報告を視覚障害者ガイドヘルパー活動報告書(別記第〇号様式)により、市長に報告しなければならない。

2 市長は、前項の報告を受けた日の属する月の翌月末日までに、別に定めるところにより算定した賃金及び交通費をガイドヘルパーに支払うものとする。

(保険への加入)

第65条 第60条第2項の登録をうけたガイドヘルパーは、市の負担により傷害保険に加入するものとする。

(遵守事項)

第66条 ガイドヘルパーは、常に視覚障害者等の人権を尊重し、誠意をもって活動するとともに、職務上知り得た秘密を守らなければならない。

第3章 地域活動支援センター事業及び同センター機能強化事業

(目的)

第67条 地域活動支援センター及び同センター機能強化事業(以下この章において「事業」という。)は、障害者等の地域の実情に応じ、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の便宜を供与することにより、障害者等の地域生活支援の促進を図ることを目的とする。

(対象者)

第68条 事業の対象者は、市内に居住地を有する障害者等とする。

(申請)

第69条 事業を利用しようとする障害者等(以下「申請者」という。)は、地域活動支援センター利用申請書(別記第〇号様式)を市長に提出するものとする。

(決定)

第70条 市長は、前条の規定による申請を受理したときは、その内容を審査し、利用の可否を決定し、その旨を地域活動支援センター利用決定(却下)通知書(別記第〇号様式)により当該申請者に通知するものとする。

(費用の負担)

第71条 事業に要する費用の負担は、無料とする。

第7章 訪問入浴サービス事業

(目的)

第72条 訪問入浴サービス事業(以下この章において「事業」という。)は、身体障害者の生活を支援するため、訪問により居宅において入浴サービスを提供し、身体障害者の身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図り、もって福祉の増進を図ることを目的とする。

(定義)

(参 考 資 料)

第 7 3 条 この章において「身体障害者」とは、居宅において常に臥床し、自宅で入浴することが困難な 6 5 歳未満の身体障害者をいう。

(対象者)

第 7 4 条 訪問入浴サービスの利用対象者は、次の各号に該当する身体障害者で、介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）に基づく訪問入浴介護を受けることができない者とする。

- (1) 市内に居住している者
- (2) 医師が入浴可能と認めた者
- (3) 健康上入浴に支障がない者

(事業内容)

第 7 5 条 訪問入浴サービス事業（以下「事業」という。）の内容は、次のとおりとする。

- (1) 入浴、清拭及び洗髪等
- (2) 血圧、脈はく及び体温等の測定による健康管理
- (3) 健康相談、助言指導及びその他必要な処置

2 入浴の回数は、対象者の希望により週 2 回までとする。

(申請)

第 7 6 条 訪問入浴サービスを受けようとする者（以下「申請者」という。）は、訪問入浴サービス利用申請書（別記第〇号様式）とともに訪問入浴サービス利用診断書（別記第〇号様式）及び訪問入浴サービス利用誓約書（別記第〇号様式）を添付して利用を希望する 7 日前までに市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の訪問入浴サービス利用申請書を受理したときは、その内容を審査し、派遣の可否を決定して、訪問入浴サービス決定（却下）通知書（別記第〇号様式）により申請者に通知するとともに、訪問入浴サービス利用者名簿（別記第〇号様式）に記録するものとする。

(届出及び意見書更新の義務)

第 7 7 条 前条第 2 項による決定の通知を受けた者又はその家族（以下「利用者等」という。）は、利用者等の状況に変更が生じた場合、訪問入浴サービス利用状況変更届（別記第〇号様式）により、速やかに市長に届け出なければならない。

(遵守事項)

第 7 8 条 利用者等は、入浴に際して次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 入浴をするときは、1 名以上の付添人を付け入浴に立会うこと。
- (2) 入浴する者は、入浴前に入浴の可否を意思表示し、付添人がこれを確認すること。
- (3) 係員の指示に従うこと。

(入浴の停止又は廃止)

第 7 9 条 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、入浴を停止又は廃止することができる。

(参 考 資 料)

- (1) 入浴により心身に悪影響を及ぼすおそれがあるとき。
- (2) 前条各号のいずれかに反する行為があったとき。
- (3) 事業実施上支障のある行為があったとき。
- (4) 死亡、転出又は病院に入院し、若しくは施設に入所したとき。
- (5) その他訪問入浴サービスの必要がなくなったと認められるとき。

2 市長は前項の規定により、入浴を停止又は廃止した場合は、訪問入浴サービス利用停止・廃止通知書（別記第〇号様式）により申請者に通知するものとする。

（事業の委託）

第80条 市長は、この事業の目的を達成するため、事業を団体等に委託することができる。

（委託を受けた者の責務）

第81条 前条の規定により委託を受けた者（以下「委託事業者」という。）は、この事業の趣旨を常に念頭に置き、事業を実施するとともに、その職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

（費用の負担）

第82条 利用者等は、事業の利用に係る経費の1割の額を市長又は委託事業者に支払うものとする。

第8章 更生訓練費給付事業

（目的）

第83条 更生訓練費給付事業（以下この章において「事業」という。）は、法に基づく就労移行支援事業又は自立訓練事業を利用している者及び法附則第41条第1項に規定する身体障害者更生援護施設（身体障害者療護施設を除く。）に入所している者に更生訓練費を支給し、社会復帰の促進を図ることを目的とする。

（対象者）

第84条 事業の対象者は、法第19条第1項に規定する本市による支給決定障害者のうち就労移行支援事業又は自立訓練事業を利用している者及び法附則第21条第1項に規定する指定旧法施設支援を受けている支給決定障害者である身体障害者のうち更生訓練を受けている者又は身体障害者福祉法第18条第2項の規定により施設に入所の措置若しくは入所の委託をされ更生訓練を受けている障害者等とする。ただし、法に基づく利用者負担額の生じない者に限る。

（支給額）

第85条 更生訓練費の支給額は、訓練の内容等を勘案して必要と認められた経費及び通所のための経費を合算し市長が認めた額とする。

（申請）

第86条 事業を利用しようとする障害者等（以下この章において「申請者」という。）は、更生訓練費支給申請書（別記第〇号様式）を市長に提出するものとする。

（決定）

第87条 市長は、前条の規定による申請を受理したときは、その内容を審査し、利用の可否を決定し、その旨を更生訓練費支給決定（却下）通知書（別記第〇号様式）

(参 考 資 料)

により当該申請者に通知するものとする。

(代理受領等)

第 8 8 条 前条の規定により支給の決定を受けた者（以下「支給決定者」という。）は、更生訓練費の支給申請手続及びその受領を更生訓練を行う施設の長（以下この章において施設長）という。）に委任することができるものとする。この場合施設長は、支給決定者から支給申請手続及び受領に関する委任状を徴収しなければならない。

2 前項の規定による申請は、更生訓練費支給申請書（施設用）（別記第〇号様式）により行うものとする。

第 9 章 知的障害者職親委託制度事業

(目的)

第 8 9 条 知的障害者職親委託制度事業は、知的障害者の自立更生を図るため、知的障害者を一定期間、知的障害者の更生援護に熱意を有する事業経営者等の私人（以下「職親」という。）に預け、生活指導及び技能習得訓練等を行うことによつて、就職に必要な素地を与えるとともに雇用の促進と職場における定着を高め、もつて知的障害者の福祉の向上を図ることを目的とする。

(職親の申請等)

第 9 0 条 職親になることを希望する者（以下「申請者」という。）は、知的障害者職親申請書（別記第〇号様式）により市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の申請書を受理したときは、知的障害者職親者調査書（別記第〇号様式）に基づき内容を審査し、決定の可否を知的障害者職親決定（却下）通知書（別記第〇号様式）により申請者に通知するものとする。

3 市長は、前項の規定により申請者を職親とすることを決定したときは、知的障害者職親登録簿（別記第〇号様式）に登録し、知的障害者職親台帳（別記第〇号様式）を備え、職親について必要な事項を記載しなければならない。

(職親委託の申請)

第 9 1 条 市内に居住地を有する知的障害者又はその保護者（配偶者、親権を行う者、後見人その他の者で知的障害者を現に保護する者をいう。以下「知的障害者等」という。）で、職親へ委託を希望する者は、知的障害者職親委託申請書（別記第〇号様式）を市長に提出するものとする。

(職親委託の決定等)

第 9 2 条 市長は、知的障害者福祉法（昭和 3 5 年法律第 3 7 号）第 1 6 条第 2 項の規定による判定の結果、職親委託の可否を、知的障害者職親委託決定（却下）通知書（別記第〇号様式）により当該知的障害者等に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により職親に委託することを決定したときは、知的障害者職親委託通知書（別記第〇号様式）を当該知的障害者を委託する職親に通知するものとする。

(職親委託期間)

第 9 3 条 市長は、知的障害者を職親に委託するときは、1 年以内の期間（更新を妨

(参 考 資 料)

げない。)を定めて委託するものとし、当該期間内に職親委託の目的が達成され、一般雇用関係への切り換え又は新たに就職できるよう努めるものとする。

(委託後の指導)

第94条 市長は、職親に知的障害者を委託するときは、知的障害者福祉司又は社会福祉主事に職親の家庭又は事業所を訪問させ、必要な連絡及び指導を行わせるものとする。

(委託費の支払等)

第95条 市長は、委託をした職親に対し委託費を支払うものとする。ただし、委託費の額は職親が知的障害者に対し行う生活指導及び技能習得訓練等の内容を勘案して市長が必要と認めた額とする。

2 委託を受けた職親は、9月及び3月の2期ごとに知的障害者職親委託請求書(別記第〇号様式)に知的障害者職親委託明細書(別記第〇号様式)を添えて市長に提出するものとする。

3 市長は、委託費の支払を、当該年度の9月及び3月の2期に、それぞれ当該月分までを支払うものとし、支払日は当該支払月の翌月末日までとする。

(職親の義務)

第96条 知的障害者を自己の下に預かり監督する職親は、民法(明治29年法律第89号)の規定に従い監督者としての責任を負うものとする。この場合において、当該知的障害者は、民法上の賠償の責任を負わない。

2 職親又はその家族は、次の各号のいずれかに該当する場合は、市長に遅滞なく通知しなければならない。

- (1) 委託を受けた知的障害者に身体的又は精神的な変化が認められたとき。
- (2) 委託を受けた知的障害者が事故等により1週間以上職親の監督から離れたとき。
- (3) 委託を受けた知的障害者の保護及び更生指導が困難となったとき。
- (4) 事業の内容を変更し、又は廃止し、若しくは移転しようとするとき。
- (5) 職親が死亡したとき。

(知的障害者及びその保護者の義務)

第97条 知的障害者は、職親の指示及び指導に従うとともに、自ら生活指導及び職業、技能等の訓練に努力するとともに保護者もこれに協力しなければならない。

2 保護者は、当該知的障害者を職親に委託している理由をもって職親に賃金、給与その他の名目で金品を要求してはならない。

3 保護者は、次の各号のいずれかに該当するときは速やかに市長にその旨を報告し、その指示を受けなければならない。

- (1) 保護者が住所を変更したとき。
- (2) 当該知的障害者が理由なく職親の下を離れ帰宅したとき。
- (3) 当該知的障害者に身体的又は精神的変化が認められたとき。
- (4) 当該知的障害者が家事の都合又は事故等により引き続き1週間以上職親から離れなければならないとき。

(参 考 資 料)

(職親の解除)

第98条 委託の決定をした市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、職親に対し委託を解除することができる。

- (1) 当該知的障害者又は職親が事故等により委託が不可能と認められるとき。
- (2) 当該知的障害者又は職親が義務を履行しないとき。
- (3) 虚偽の報告など不正な行為があったとき。
- (4) その他委託の措置が不相当と認められたとき。

(委託の解除)

第99条 市長は、職親委託を解除しようとするときは、知的障害者職親委託解除通知書(別記第〇号様式)により当該職親に、知的障害者職親委託決定解除通知書(別記第〇号様式)により当該知的障害者等に通知するものとする。

第10章 日中一時支援事業

(目的)

第100条 日中一時支援事業(以下この章において「事業」という。)は、障害者等の日中における活動の場を確保し、障害者等の家族の就労支援及び日常介護している家族の一時的な負担軽減を図ることを目的とする。

(対象者)

第101条 事業の対象者は、市内に居住地を有する障害者等とする。

(申請)

第102条 事業を利用しようとする障害者等(以下この章において「申請者」という。)は、日中活動支援事業利用申請書(別記第〇号様式)を市長に提出するものとする。

(決定)

第103条 市長は、前項に規定する申請を受理したときは、その内容を審査し、利用の可否を決定し、その旨を日中一時支援事業利用決定(却下)通知書(別記第〇号様式)により当該申請者に通知するものとする。

(費用の負担)

第104条 前条の規定により利用の決定を受けた者(以下この章において「利用者」という。)は、事業の利用に要する経費の1割の額を市長又は市長から事業の委託を受けた団体等に支払うものとする。

(利用定員及び職員等の配置)

第105条 事業の実施に伴う利用定員及び職員等の配置等については、市長が別に定めるものとする。

第11章 芸術・文化講座開催等事業

(目的)

第106条 芸術・文化講座開催等事業は、芸術文化活動等を行うことにより、障害者等の社会参加を促進することを目的とする。

(事業内容)

第107条 市長は、障害者等の芸術・文化活動を振興するため、障害者の作品展や

(参 考 資 料)

音楽会など芸術・文化活動の発表の場を設けるとともに、障害者等の創作意欲を助長するための環境の整備や必要な支援を行う。

(留意事項)

第108条 市長は、芸術・文化活動を行っている障害者等を把握し、その名簿を作成するとともに、民間活動の情報を収集し、障害者等に芸術・文化活動の発表の場の情報提供を行う等の支援を行うこと。

第12章 点字・声の広報等発行事業

(目的)

第109条 点字・声の広報等発行事業は、文字による情報入手が困難な障害者等のために、点訳、音訳その他障害者にわかりやすい方法により、地方公共団体等の広報、視覚障害者等障害者関係事業の紹介、生活情報、その他障害者等が地域生活をするうえで必要度の高い情報などを定期的に障害者に提供する。

第13章 自動車運転免許証取得・改造事業

第1節 障害者自動車運転免許取得費助成事業

(目的)

第110条 障害者自動車運転免許取得費助成事業は、障害者に対して自動車運転免許（道路交通法第84条の規定による公安委員会の運転免許（仮免許を除く。）をいう。以下「免許」という。）の取得に要する費用の一部を助成し、障害者の就労等社会活動への参加を促進することを目的とする。

(助成対象者)

第111条 自動車運転免許取得費の助成を受けることができる者（以下この節において「対象者」という。）は、市内に居住地を有する者で、道路交通法第96条の規定による運転免許試験の受験資格を有し、かつ、就労等社会活動への参加のため免許を取得しようとする者であって次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条の規定による身体障害者手帳の交付を受け、その障害の程度が1級から4級までの者
- (2) 千葉県療育手帳制度実施要綱（昭和62年1月6日障第329号）による療育手帳の交付を受けた者

(助成金の額)

第112条 助成金の額は、免許取得に要した費用（入所料、教材費、適性検査料、教習料、検定料、仮免許申請料、その他必要な経費をいう。）の3分の2を上限とする額とする。ただし、1人当たり〇万円を限度とする。

(申請)

第113条 助成金の支給を受けようとする対象者（以下「申請者」という。）は、免許の取得前又は取得後6か月以内に障害者自動車運転免許取得助費助成申請書（別記第〇号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 身体障害者手帳の写し
- (2) 療育手帳の写し

(決定等)

(参 考 資 料)

第 1 1 4 条 市長は、申請内容を審査し、支給の可否を障害者自動車運転免許取得費助成決定（却下）通知書（別記第〇号様式）により申請者に通知するものとする。
（変更及び取下）

第 1 1 5 条 前項の規定により支給決定の通知を受けた者（以下「決定者」という。）が、申請の内容を変更し、又は取下げをする場合は障害者自動車運転免許取得費助成変更（取下）届出書（別記第〇号様式）により市長に届け出るものとする。
（請求）

第 1 1 6 条 決定者は、免許取得後速やかに障害者自動車運転免許取得費助成請求書（別記第〇号様式）に免許証の写し及び免許取得に直接要した費用の額が明らかとなる領収書を添えて市長に提出するものとする。

2 市長は前項の規定による請求書の提出を受けたときは、請求内容を審査し、速やかに助成金を支払うものとする。
（助成金の返還）

第 1 1 7 条 市長は、決定者が申請等に当たり虚偽その他不正な行為を行ったと認めるときは、助成金の全部又は一部を返還させることができる。
（台帳）

第 1 1 8 条 市長は、決定者に係る障害者自動車運転免許取得費助成受給者台帳（別記第〇号様式）を整備するものとする。

第 2 節 身体障害者用自動車改造費助成事業

（目的）

第 1 1 9 条 身体障害者用自動車改造費助成事業は、重度身体障害者が自立した生活、社会活動への参加及び就労（以下「就労等」という。）に伴い、自らが所有し運転する自動車を改造する場合に、改造に要する経費を助成することにより、重度身体障害者の社会復帰の促進を図り、もって福祉の増進に資することを目的とする。

（助成対象者）

第 1 2 0 条 自動車改造費の助成を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、市内に居住地を有する者で、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 身体障害者福祉法（昭和 2 4 年法律第 2 8 3 号）第 1 5 条の規定による身体障害者手帳の交付を受け、その障害の程度が上肢機能障害、下肢機能障害又は体幹機能障害の 1 級又は 2 級の者

(2) 自動車運転免許（道路交通法第 8 4 条の規定による公安委員会の運転免許（仮免許を除く。）をいう。以下同じ。）証（以下「運転免許証」という。）を有する者

(3) 就労等に伴い、自ら所有し運転する自動車の操向装置（ハンドルをいう。）、駆動装置（アクセル及びブレーキをいう。）等の一部を改造する必要がある者

(4) 助成金を支給する月の属する年の前年の所得金額（各種所得控除後の額）が、当該月の特別障害者手当の所得制限限度額を超えない者

（助成金の額）

第 1 2 1 条 この規則による助成金の額は、操向装置、駆動装置等の改造に要する経

(参 考 資 料)

費として、1件当たり〇万円を限度とし、1車両1回限りとする。

(申請)

第122条 助成金の支給を受けようとする対象者（以下「申請者」という。）は、自動車の改造前又は改造後の6か月以内に身体障害者用自動車改造費助成申請書（別記第〇号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 対象者の身体障害者手帳の写し
 - (2) 運転免許証の写し
 - (3) 対象者の属する世帯の前年分所得金額が確認できる書類（住民票謄本及び世帯全員の市区町村発行所得証明書）
 - (4) 車検証の写し
 - (5) 改造を行う業者の見積書（自動車の改造箇所及び改造経費を明らかにしたもの）
- (決定等)

第123条 市長は、申請内容を審査し、支給の可否を身体障害者用自動車改造費助成決定（却下）通知書（別記第〇号様式）により申請者に通知するものとする。

(支払)

第124条 前項の規定により支給決定の通知を受けた者（以下「決定者」という。）は、市長の指定する期日までに身体障害者用自動車改造費助成請求書（別記第〇号様式）に自動車改造に要した費用の額が明らかとなる領収書を添えて市長に提出するものとする。

2 市長は前項の規定による請求書の提出を受けたときは、請求内容を審査し、速やかに助成金を支払うものとする。

(助成金の返還)

第125条 市長は、決定者が申請等に当たり虚偽その他不正な行為を行ったと認めるときは、助成金の全部又は一部を返還させることができる。

(台帳)

第126条 市長は、決定者に係る身体障害者用自動車改造費助成受給者台帳（別記第〇号様式）を整備するものとする。

第6章 雑則

(変更の届出)

第127条 第8条第2項、第55条、第60条第2項、第70条、第87条又は第103条の規定により決定の通知を受けた者（以下この章において「決定者」という。）は、第8条第1項、第54条、第60条第1項、第69条、第86条又は第102条の規定にする申請の内容に変更が生じたときは地域生活支援事業利用変更届（別記第〇号様式）を市長に提出するものとする。

(決定の取消)

第128条 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、第8条第2項、第55条、第60条第2項、第70条、第87条又は第103条の規定による決定を取り消すことができる。

- (1) 53条、第68条、第84条又は第101条に規定する対象者でなくなった